

石綿含有産業廃棄物に係る許可の取扱について 東京都



東京都環境局廃棄物対策部は、平成24年6月13日付け「石綿含有産業廃棄物に係る許可の取扱について(意見)」により社団法人東京産業廃棄物協会からの指摘事項を、関係自治体の状況を確認した結果、適正処理の観点から下記のとおり取り扱うことを平成25年3月11日に通知しました。排出事業者に対して周知徹底を図っていきます。

内容は以下の通りです。

1 「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」の廃止について

- ・ 現在、一部の中間処理施設から提出されている「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」を今年度をもって廃止。
- ・ 今後は、排出場所から直接最終処分場や溶融処理施設等へ持ち込むか、積替保管施設経由で最終処分場や溶融処理施設等へ持ち込む。

2 石綿含有産業廃棄物の中間処理施設における取扱いを廃止する理由

- ・ 都内から排出された非飛散性アスベスト廃棄物の受入を行っている埋立処分場が立地するほとんどの自治体では、この方式を認めていないため。

3 その他

- ・ 域外の産業廃棄物の処分について事前協議制度を設けている近隣の自治体では、排出事業者責任の観点から事前協議の申請者は排出事業者としていますが、やむを得ない場合は、その手続を処理業者に委任することも認めているとのこと。

詳細については、各自治体にご確認ください。

当社は、石綿分析に係るクロスチェック事業(日本作業環境測定協会)で空気、建材ともに最高ランクの A 評価を取得しております。ご相談事等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013年3月11日付 東京都環境局廃棄物対策部

化学分析箇所 守屋貴志